

2006年9月28日 制定  
2007年1月10日 改訂  
2007年5月7日 改訂  
2007年6月7日 改訂  
2007年8月27日 改訂  
2007年11月7日 改訂  
2008年12月19日 改訂  
2009年5月12日 改訂  
2009年9月28日 改訂  
2011年4月1日 改訂  
2011年9月6日 改訂  
2011年11月7日 改訂

建設技術審査証明事業(建築技術)

# 「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」 申込みの手引き



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

---

# 目 次

はじめに	1
I. 審査証明の依頼者（申込者）について	1
II. 開発目標について	1
1. 除去工法の場合の開発目標	1
2. 封じ込め工法の場合の開発目標	1
III. 審査の方法等について	2
IV. 審査証明図書の内容と構成について	3
V. 封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤について	3
VI. 審査証明書取得後の施工実績報告について	4
VII. その他	3
別紙 1-1 審査証明図書（除去工法） 構成例	5
別紙 1-2 技術概要説明書（除去工法） 記載例	6
別紙 1-3 審査証明資料（除去工法） 記載例	8
別紙 1-4 提出資料の内容と提出時期について	22
別紙 2-1 審査証明図書（封じ込め工法） 構成例	23
別紙 2-2 技術概要説明書（封じ込め工法） 記載例	24
別紙 2-3 審査証明資料（封じ込め工法） 記載例	26
別紙 3 施工実績図書チェックリスト	27
別紙 4 施工実績一覧	28

## 改訂履歴

2006年9月28日 制定

2007年1月10日 改訂

- ・封じ込め工法の審査方法及び提出図書の内容を平成18年10月1日施行の改正建築基準法に対応したものへと変更
- ・審査証明の依頼者が石綿作業主任者を現場に配置（常駐）して工事管理を行う施工体制であることの必要性を明確化
- ・審査証明図書の構成例、審査証明資料の記載例の変更 等

2007年5月7日 改訂

- ・当財団の事務所移転に伴う連絡先、案内図等の変更

2007年6月7日 改訂

- ・VI. その他 の追加
- ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の追加
- ・審査証明図書の構成例、審査証明資料の記載例の変更 等

2007年8月27日 改訂

- ・開発目標における「アスベスト繊維の本数」の記載を「繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数」に変更
- ・審査証明の依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていることの必要性を重ねて明確化
- ・IV. その他 に様式類のダウンロード情報を追加
- ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の変更 等

2007年11月7日 改訂

- ・第三者機関で実施すべき粉じん濃度測定範囲（サンプリング～分析～報告書作成）を明確化。
- ・施工マニュアルに規定すべき粉じん濃度測定の測定条件を明確化。
- ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期について の変更 等

2008年10月31日 改訂

- ・第三者機関で実施すべき粉じん濃度測定範囲（サンプリング～分析～報告書作成）を明確化。

2008年12月19日 改訂

- ・施工実績として取扱う対象建材の明確化 等

2009年5月12日 改訂

- ・施工実績として取扱う対象建材の明確化 等

2009年9月28日 改訂

- ・審査フローの追加

2011年4月1日 改訂

- ・財団法人を一般財団法人に変更
- ・建築技術研究所開発部開発課を認証部認証課に変更
- ・受付審査時における施工実績に関して封じ込め工法の場合の条件の明確化
- ・別紙1-4 提出図書の内容と提出時期についての変更
- ・施工実績図書チェックリストの様式追加 等

2011年9月6日 改訂

- ・「繊維数濃度測定」用語の統一
- ・審査証明取得1年後、毎年、更新時の施工実績報告手続きの明確化 等

2011年11月7日 改訂

- ・当財団の事務所移転に伴う連絡先等の変更

## はじめに

本手引きは、別途全ての技術を対象に配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に対して、特に「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の申込みを行う場合の手続き、審査方法、資料作成方法等を補足説明するものとしてまとめたものです。

なお、本手引きは、一般的な除去工法や封じ込め工法の場合※を対象に記載していますので、これ以外の場合は取り扱い等が異なる場合があります。

※：既存建築物や工作物に施工された吹付けアスベストやアスベスト含有吹付けロックウールを負圧管理のなされた隔離養生のもとで除去や封じ込めを行う工法をアスベスト処理業者1社が申込みを行う場合

### I. 審査証明の依頼者（申込者）について

審査証明における「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の審査は、「除去工法」や「封じ込め工法」のように、「工法」を対象として審査を実施しています。そのため、審査証明の依頼者（申込者）は、当該工法の開発だけでなく、施工の実施や施工に対する責任を負える体制（依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）を整えた会社である必要があります。

### II. 開発目標について

審査証明における技術審査は、審査証明の依頼者より対象技術に関する「開発目標」を以下のとおり掲げて頂くとともに、その開発目標に達成したことを確認するために行われた試験結果等を示して頂き、これを審査委員会において審査いたします。

なお、下記の内容以外に審査対象とすべき技術的な項目がある場合は、開発目標として追加することが可能です。

#### 1. 除去工法の場合の開発目標

- (1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (2) 除去工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

#### 2. 封じ込め工法の場合の開発目標

- (1) 建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。

### Ⅲ. 審査の方法等について

審査においては、対象技術が工法として確立しており、当該工法に関する施工マニュアルが整備されていること、及びその工法を運用する上での施工体制や責任体制等が妥当なものであることを確認する他、依頼者が実施した当該工法による施工実績に基づく記録（施工計画書、繊維数濃度測定報告書、チェックリスト、作業記録等）、を確認すること、及び施工現場調査を実施することで、「開発目標」を達成していることの審査を行います。

審査の方法や手続き等は、別途配布している「建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領」に記載された内容に準じますが、吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の場合、加えて下記の取り扱いを定めています。

#### 1. 受付審査における施工実績

原則として、施工実績※を5件以上有すること。

ただし、隔離養生・除去等作業が難しい空間、換気量の確保に留意を要する大空間など、高難度の施工条件に応じた計画や管理が求められる飛散防止処理工法の施工実績を1件以上含むこと。

#### 2. アスベスト除去工法等専門委員会における審査方法

依頼者より提出された資料に基づく書類審査に加え、施工現場調査を行い、適切に施工ができることについて審査を行う。

#### 3. 審査証明書交付後の確認

依頼者は審査証明書交付後毎年度の施工実績を（財）日本建築センターに報告する。また、審査証明書交付日から概ね1年経過した時点の施工実績を（財）日本建築センターに提出し、アスベスト除去工法等専門委員会がその内容等について確認を行い、必要に応じて依頼者からのヒアリング、施工現場調査等を実施する。なお、不適切な事項が認められた場合は、審査証明を取り消し、その旨を公表することがある。

※依頼者の施工実績として見なすことができる条件は、下記のとおりとします。

ただし、封じ込み工法については、下記②の2行目以降の特例は適用しないこととします。

① 施工報告書（施工計画書、繊維数濃度測定報告書、工事写真、作業員名簿等）及び「作業記録（作業日報、チェックリスト等）」を有し、これに基づき、以下の内容が確認できることとします。

- ・依頼者が工事管理を行っていること及び依頼者が工事を実施していること（依頼者が自社の石綿作業主任者を選任し、現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）。
- ・粉じん濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）により実施されていること
- ・各粉じん濃度測定データは、少なくとも除去作業前の作業区域内1点、除去作業中の負圧除じん装置排出口1点、除去作業後の作業区域内1点において、測定されていること。
- ・施工実績における工法・体制が申込の工法・体制に整合していること。

②除去工事の対象建材は、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールとするが、吹付けアスベスト以外のもの（アスベスト含有吹付けパーミキュライト、アスベスト含有吹付けパーライト）についても2例まで認める。その2例については、アスベスト含有率が1重量%を超えるものを原則とする。但し、そのうちの1例については、JIS A 1481:2008（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）に準拠して分析を行い、「アスベスト含有」と判定されたものも可とする。

#### IV. 審査証明図書の内容と構成について

審査に必要となる審査証明図書の内容と構成について、除去工法の場合の構成例と記載例を別紙 1-1, 1-2, 1-3 に、封じ込め工法の場合の構成例と記載例を別紙 2-1, 2-2, 2-3 にそれぞれ示します。

なお、審査証明図書等の審査に必要となる資料の内容構成や提出時期は、別紙 1-4 に示すとおりです※。

※ 建設技術審査証明（建築技術）におけるアスベスト除去工法等の審査は「建設技術審査証明（建築技術）申込要領」に示す「§2 審査証明の流れ」や「§3 審査証明資料等作成要領」とは若干異なりますので、ご注意ください。吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術の場合の標準的な審査フローを次頁に示します。

#### V. 封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤について

平成 18 年 10 月 1 日に施行された改正建築基準法により、封じ込め工法に使用される石綿飛散防止剤は、建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定が必要となりました。

そのため、審査証明で審査対象としている封じ込め工法では、上記の大臣認定を取得した石綿飛散防止剤を認定内容どおり使用するよう施工マニュアル等で規定していただく必要があります。

なお、防火の規制が要求される部位に封じ込め処理を行う場合は、防耐火構造や防火材料としての国土交通大臣の認定が別途必要となるため、こちらについても使用する石綿飛散防止剤の適用の可否（あるいは適用するための取り扱い）を施工マニュアル等で規定していただく必要があります。

#### VI. 審査証明書取得後の施工実績報告について

##### 1. 審査証明書交付日から概ね 1 年後の報告

審査証明書交付日から概ね 1 年経過した時点で、施工実績一覧表 別紙 4 及び施工実績の内 1 件の施工実績図書（チェックリスト 別紙 3 含む）※をご提出下さい。

##### 2. 更新時の施工実績報告

更新の申込みの 1 ヶ月前に、5 年間の施工実績一覧表 別紙 4 を事務局へご提出下さい。アスベスト専門委員会において、施工実績図書のご提出頂く案件を決定します。指定された案件の施工実績図書（チェックリスト 別紙 3 含む）※を更新申込書および関連図書と一緒にご提出下さい。

※ 施工実績図書は、チェックリスト順に並べる必要はありませんが、提出が必要な書類にチェックリストの番号を付けすぐに確認できる状況として下さい。また、チェックリストは、自己チェックしたものを施工実績図書の最初に添付して下さい。

※ 施工実績図書は、審査終了後返却致します。

## Ⅶ. その他

### 1. 専門委員会及び審査委員会の開催日程について

事前受付審査及び技術審査を行う専門委員会「**アスベスト除去工法等専門委員会**」及び受付審査及び報告審査を行う審査委員会「**建築技術審査委員会**」の委員会日程は、当一般財団ホームページの下記アドレスにて公表しています。

<http://www.bcj.or.jp/schedule.html>（委員会日程）

### 2. 様式類のダウンロードについて

審査証明依頼書、技術概要説明書等の様式類については、当一般財団ホームページの下記アドレスよりダウンロード可能です。

[http://www.bcj.or.jp/c12\\_rating/category/asbestos/asbestos01.html](http://www.bcj.or.jp/c12_rating/category/asbestos/asbestos01.html)

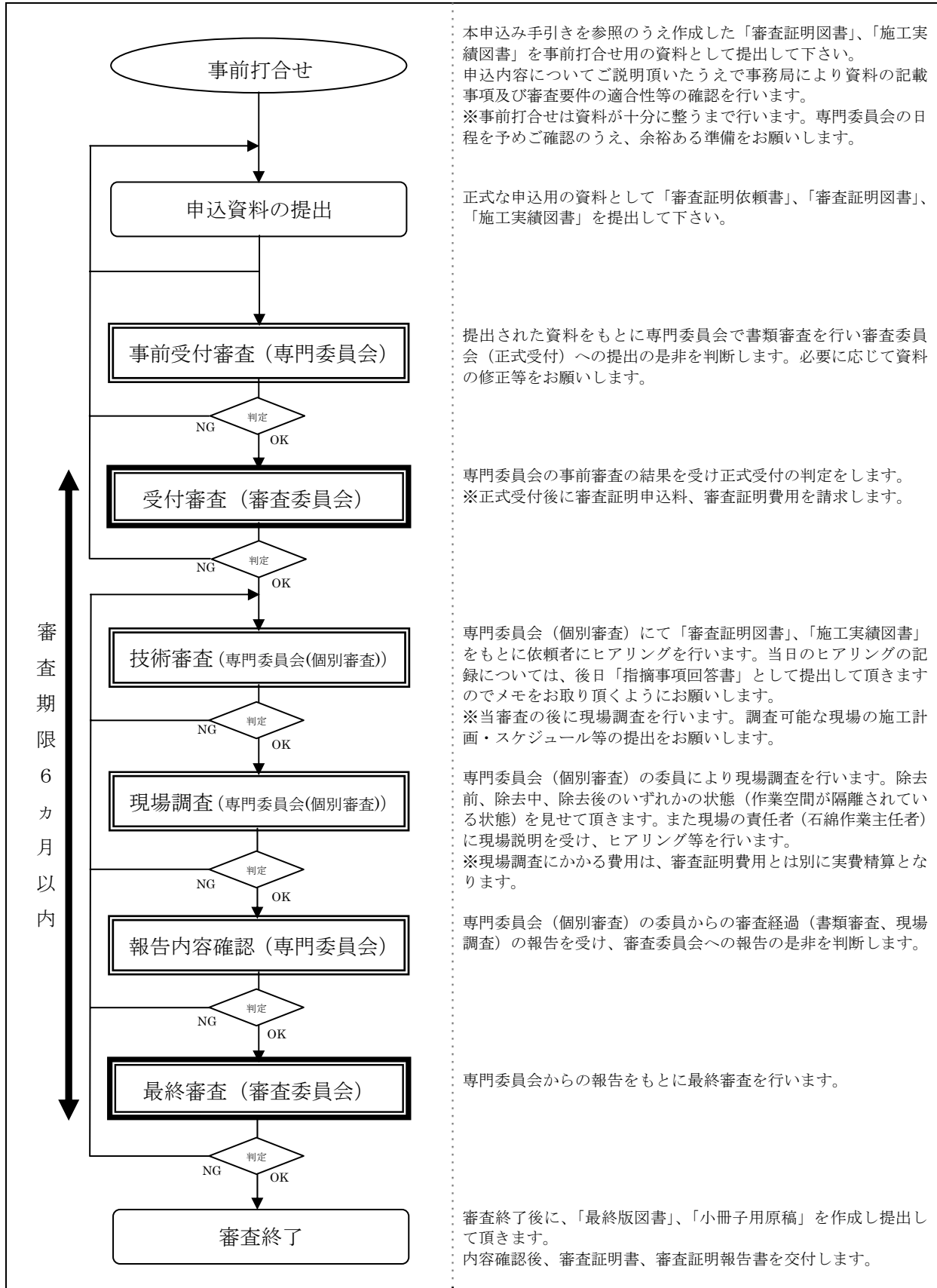
（アスベスト情報のページ）

### 3. 専門委員会へのご出席に関する注意事項

アスベスト除去工法等専門委員会における技術審査では、審査証明の依頼者（申込者）にご出席を頂き、申込工法の説明や専門委員からの質問への回答を行って頂きますが、依頼者以外の方（例：コンサルタント）はご出席出来ませんので、予めご了承下さい。

## 吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 審査フロー

以下に当該技術の審査に関する事前打合せ～審査終了までの標準的なフローを示します。



**吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去工法）**  
**審査証明図書 構成例**

**目 次**

- I. 審査証明依頼書（写し） *（建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領の様式1）*
- II. 技術概要説明書 *（別紙1-2に記載例を示します）*
- III. 審査証明資料 *（別紙1-3に記載例を示します）*
  - 1. 適用範囲
    - 1.1 除去対象の吹付け材
    - 1.2 除去処理をする対象部位
    - 1.3 適用除外範囲
    - 1.4 施工実施地域
  - 2. 体 制
    - 2.1 施工体制
    - 2.2 責任体制
    - 2.3 教育体制
  - 3. 施工マニュアル
    - 3.1 施工フロー図
    - 3.2 施工手順及び内容
    - 3.3 繊維数濃度測定と管理
    - 3.4 材料・機器類
    - 3.5 チェックリスト
  - 4. 安全対策の方法
    - 4.1 隣接部に対する安全対策
    - 4.2 作業者に対する安全対策
    - 4.3 緊急時の対応策
  - 5. 材料・機器類の技術資料
  - 6. 性能確認試験等
    - 6.1 施工実績一覧表
    - 6.2 施工報告書及び作業記録 *（施工実績5例分（申込み時点では別冊でご提出下さい。））*
    - 6.3 施工現場調査 *（申込み時点では不要です）*
  - 7. 会社概要
    - 7.1 会社案内
    - 7.2 資格者名簿
  - 8. 工法カタログ
  - 9. 指摘事項回答書 *（申込み時点では不要です）*

## 技術概要説明書

下線部は、定型的な記載部分です。  
 波線部は、申込内容によって異なる部分です。

依 頼 者 名	(株)〇〇〇〇〇〇
技術名称 項 目	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「〇〇〇〇〇〇（除去工法）」
技 術 の 概 要	<p>既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に除去する技術。</p> <p>本工法の特徴は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p>
適 用 範 囲 等	別紙 1-3 の「1. 適用範囲」の内容を記載して下さい。
諸 元 ・ 性 能	<p>(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p> <p>(2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p>
既存技術との対比	既存の除去工法と対比して、技術的な特徴があれば、ご記載下さい。
開 発 の 趣 旨	既存の建築物に施工された吹付けアスベストの除去に際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。
開 発 目 標	<p>(1) 除去工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。</p> <p>(2) 除去工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。</p> <p>(3) 除去工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。</p>
開 発 目 標 達 成 の 確 認 方 法	<p>(1) 除去作業中において、作業区域に隣接する部分の繊維数濃度測定を実施する。</p> <p>(2) 除去作業前及び除去作業後において、作業区域（及び作業区域に隣接する部分）の繊維数濃度測定を実施する。</p> <p>(3) 施工マニュアルに基づくチェックリスト等により工程管理を実施する。</p>

実 績	<u>施工件数 〇〇件</u> <u>施工面積 約〇〇〇〇㎡ (200〇年〇月現在)</u>
技術内容の公開性	<u>建築技術審査委員会及び専門委員会に対しては、全て公開可能</u>
特 許 の 有 無	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
関 連 法 規 制	<u>主たる関連法規</u> <u>(1) 建築基準法・同施行令等</u> <u>(2) 建設業法・同施行令等</u> <u>(3) 労働安全衛生法・同施行令・同規則、石綿障害予防規則</u> <u>(4) 大気汚染防止法・同施行令・同規則</u> <u>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同規則</u> <u>(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>
事 故 発 生 時 の 処 置 方 法	<u>発生が予想される事故とその処置の概要は以下のとおり。</u> <u>(1) 隔離シートの損傷</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(2) 負圧除じん装置等の故障</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(3) 〇〇〇〇〇〇〇〇</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u>
そ の 他	

## 1. 適用範囲

### 1.1 除去対象の吹付け材

#### 記載内容

どのような吹付け材を除去対象としているかを記載して下さい。

※原則として、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールが対象となります。

#### 記載例

吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

### 1.2 除去処理をする対象部位

#### 記載内容

除去を行う既存建築物及び工作物の対象部位を記載して下さい。

#### 記載例

既存の建築物及び工作物における柱、はり、天井、壁

### 1.3 適用除外範囲

#### 記載内容

除去を行うことができない施工条件等（通電中の高電圧区域、隔離養生が不可能な部位や区画等）を記載して下さい。

※工法固有の理由による制限がある場合は、併せて記載して下さい。

#### 記載例

下記の施工条件は、本工法の適用除外範囲とする。

#### (1) 通電中の高電圧区域

除去工事中に通電を中止できない高電圧区域で、高電圧設備に対する安全な隔離養生や、作業者の安全を確保することができない区域。

#### (2) 隔離養生を行うことができない部位や区画

建築物の構造上、隔離養生を行うことができない部位や区域。

#### (3) ○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

### 1.4 施工実施地域

#### 記載内容

施工を行うことができる地域を記載して下さい。

※当該地域で施工が実施できることの妥当性について、2.1 施工体制や 7. 会社概要等で確認できる必要があります。

#### 記載例

関東地区及び関西地区

## 2. 体制

### 2.1 施工体制

#### 記載内容

- ・ 自社と各事業者の関係及び自社が現場に配置する資格者、作業者等を施工体制図として示して下さい。(依頼者が「元請け」、「下請け」など、異なる体制を取りうる場合は、それぞれについて記載して下さい)。
- ・ 石綿作業主任者、作業者等に必要とされる資格と必要とされる条件を記載して下さい。
- ・ 主要な資格について、申込時点での有資格者数を記載して下さい。

※1 原則として、施工実績の施工体制と整合している必要があります。

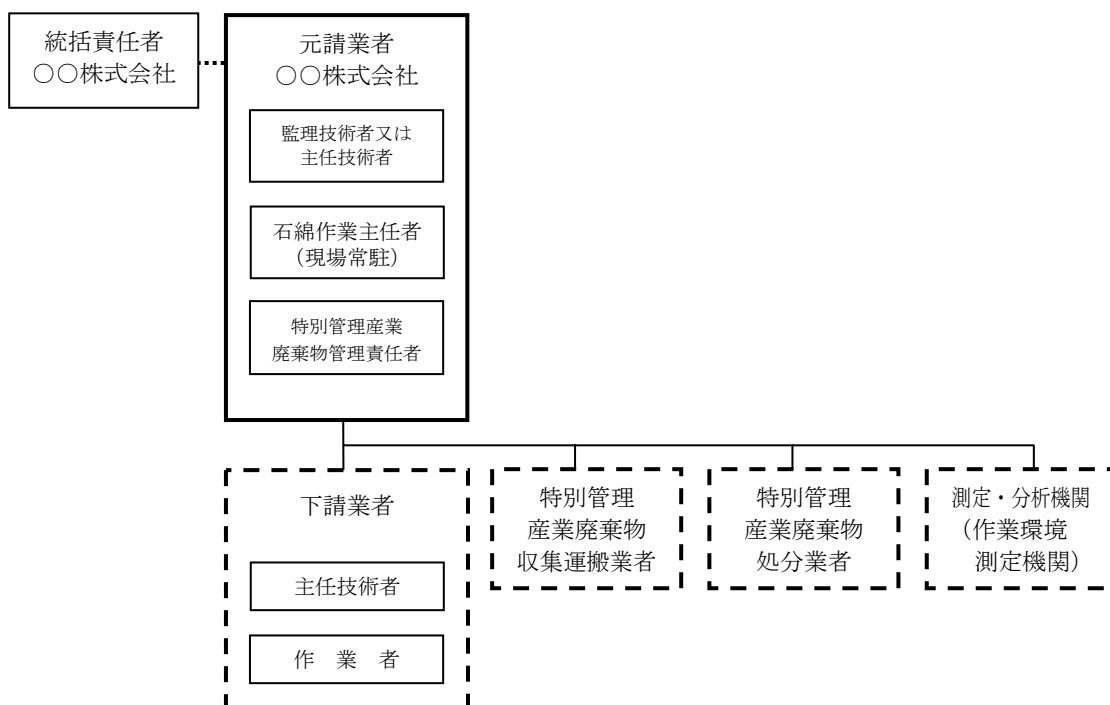
※2 依頼者が施工に対する責任を（実際に）負える体制（依頼者が自社の石綿作業主任者を現場に配置（常駐）し工事管理を行うと共に、工事に対し依頼者が責任を負う体制となっていること）であることを施工体制図で示すとともに、文章で記載して下さい。

#### 記載例

##### (1) 施工体制

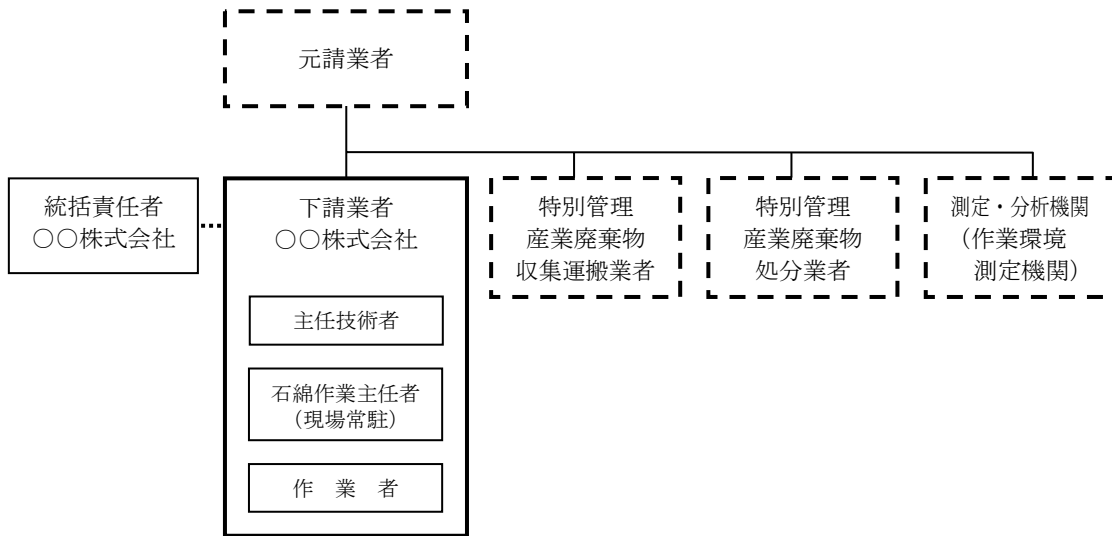
自社が元請けとなる場合及び下請けとなる場合の施工体制を以下に示す。何れの場合も、各現場ごとに自社の石綿作業主任者を選任し、常駐する体制のもと施工を行う。

##### ① 自社が元請けとなる場合



施工体制図

②自社が下請けとなる場合



施工体制図

(2)施工者の資格並びに条件

	資格並びに条件
石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者
	特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 (H18年3月以前)
	じん肺健康診断、石綿に関する特殊健康診断に所見のない者
作業 者	石綿に関する知識・経験等を有する者
	じん肺健康診断、綿に関する特殊健康診断に所見のない者
	石綿障害予防規則第27条第1項の規定による特別教育を受けた者

(3)有資格者の人数

(平成○年○月現在)

資格名称	人数









### 3. 施工マニュアル

#### 3.1 施工フロー図

##### 記載内容

事前準備から工事完了後の記録作成までのフローを記載して下さい。

※保護具・保護衣の着用や負圧除じん装置の稼働がいつからいつまでか、また、繊維数濃度測定はいつ行うか等も明記して下さい。

##### 記載例

「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 ((財)日本建築センター)」や、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (建設業労働災害防止協会)」等のフローを参考とすることができますが、実際の作業内容に即した記載として下さい。

#### 3.2 施工手順及び内容

##### 記載内容

施工フローに対応させて、各工程毎の施工手順・管理内容を記載して下さい。

- ※1 施工実績として添付された工事における各施工計画書の施工マニュアルを統合し、一般化したものが、「3.2 施工手順及び内容」の骨子となります。
- ※2 管理者や作業者の他、発注者等に対しても理解しやすい内容に整理されている必要があります (特に隔離方法やセキュリティゾーンの構成については、図を用いて示して下さい)。
- ※3 負圧除じん装置の稼働は、除去開始から作業終了後までの連続運転を原則とします (原則外の運用をする可能性がある場合は、その施工手順・管理方法も記載して下さい)。
- ※4 換気回数は、4回/時間以上を原則とします (原則外の運用をする可能性がある場合は、その管理方法も記載して下さい)。
- ※5 特に工法固有の施工手順・管理内容については、詳細に記載されている必要があります。

### 3.3 繊維数濃度測定と管理

#### 記載内容

- ・測定方法（何に基づく測定方法か）、測定条件（いつ、どの場所で測定するか）、測定機関（どのような機関が測定を行うか）を記載して下さい。
- ・繊維数濃度の管理値について記載して下さい。
- ※1 測定条件として、除去作業中の負圧除じん装置排出口及びセキュリティーゾーン出入口、並びに除去作業前・後の作業区域内は、必ず測定するよう規定されている必要があります。
- ※2 繊維数濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）による実施を原則とします。

#### 記載例

##### (1) 測定方法

繊維数濃度の測定方法は、下記の何れかとする。

- ・○○○○○○○
- ・○○○○○○○
- ・○○○○○○○

##### (2) 測定条件

繊維数濃度の測定時期、測定場所、測定点数は下記によるものとする。

測定時期 測定場所	作業前	作業中	作業後
作業場内	○○点以上		○○点以上
負圧除じん装置排出口		○○点以上	
セキュリティーゾーン出入口		○○点以上	
敷地境界			

##### (3) 測定機関

繊維数濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）の実施は、第三者機関に委託することとし、該当機関は、厚生労働省又は都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関、又はこれと同等の技術を有する機関とする。

##### (4) 繊維数濃度測定の管理値

- ・○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○

### 3.4 材料・機器類

#### 記載内容

使用する材料、薬剤、機器、保護具等を性能や規格等とともに記載して下さい。

※1 必ずしも製品名や型番レベルまで規定する必要はありません。

※2 薬剤のように性能や規格で規定することが難しい場合は、例示仕様としての記載も可能です。

※3 工法固有の特殊な装置や薬剤を使用する場合は、仕様・性能、使用方法までを含めて詳細に記載する必要があります。

#### 記載例

##### (1)材料

名称	性能・規格等
粉じん飛散抑制剤	〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇株製) 又は、同等の性能を有する飛散抑制剤。
粉じん飛散防止処理剤	〇〇〇〇〇〇 (〇〇〇〇株製) 又は、同等の性能を有する飛散防止処理剤。
〇〇〇〇	〇〇〇〇

##### (2)機器類

名称	性能・規格等
負圧除じん装置	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μm、 粒子捕集率 99.97%以上)
高性能真空掃除機	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μm、 粒子捕集率 99.97%以上)
エアシャワー	HEPA フィルタ付き (基準粒子径 0.3 μm、 粒子捕集率 99.97%以上)
〇〇〇〇	JIS x xxxx 適合品
〇〇〇〇	JIS x xxxx 適合品
〇〇〇〇	〇〇〇厚さ〇mm 以上
〇〇〇〇	〇〇〇厚さ〇mm 以上
〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇

### 3.5 チェックリスト

#### 記載内容

- ・各工程を管理するためのチェックリスト、作業日報等の書式を示して下さい。
- ※チェックリストは、施工手順及び内容と対応している必要があります。また、誰が何を確認し管理を行うものであるか、明確になっている必要があります。

## 4. 安全対策の方法

### 4.1 隣接部に対する安全対策

#### 記載内容

負圧の確保のための次の安全対策等について記載して下さい。

- ・事前の電源容量の確認方法
- ・負圧除じん装置の動作確認方法
- ・負圧の確認方法・管理方法
- ・フィルタの管理方法
- ・作業終了後に負圧除じん装置を停止する際の管理方法等

※負圧除じん装置の稼働は、除去開始から作業終了後までの連続運転を原則とします（夜間の作業中断時にやむを得ず負圧除じん装置を停止せざるを得ない場合等、原則外の運用をする可能性がある場合は、その安全対策の方法も記載して下さい）。

#### 記載項目例

- 4.1.1 事前確認
- 4.1.2 負圧の確保
  - (1)負圧除じん装置の性能確認
  - (2)換気回数及び負圧の確認

### 4.2 作業者に対する安全対策

#### 記載内容

換気回数の確保、保護具等の着用、その他健康診断等、作業者に対する安全対策と管理方法について記載して下さい。

※換気回数は、4回／時間以上を原則とします（原則外の運用をする可能性がある場合は、その管理方法も記載して下さい）。

#### 記載項目例

- (1) 保護具の着用
- (2) 換気回数
- (3) 健康診断

### 4.3 緊急時の対応策

#### 記載内容

主として、機器の故障、停電、シート破損、人身事故等の緊急時における対応策とその体制について記載して下さい。

#### 記載項目例

##### 4.3.1 使用機器の故障時

①〇〇〇の故障

②〇〇〇の故障

③〇〇〇の故障

##### 4.3.2 停電時

##### 4.3.3 隔離シートの損傷時

##### 4.3.4 人身事故等発生時

### 5. 材料・機器類の技術資料

#### 添付する資料の内容

申込工法で使用する標準的な材料・機器類の仕様書、カタログ等を添付して下さい。

※1 「3.4 材料・機材類」で例示仕様として示したものは、必ずその技術資料を添付して下さい。

※2 工法固有の材料・機材・薬剤等を使用する場合は、詳細な技術資料を添付して下さい。

### 6. 性能確認試験等

#### 6.1 施工実績一覧表

#### 記載内容

申込工法による施工実績 5 例について、工期・工事名称・建物用途及び部位・所在地・施工面積・繊維数濃度を項目とした一覧表としてまとめて下さい。

※1 つの施工実績で複数の作業区域の測定データがある場合は、高い濃度のデータを記載して下さい。

※ 「6.2 施工報告書及び作業記録」で添付される施工実績 5 例以外に、施工実績がある場合は、参考として、施工実績一覧表にデータを追加して下さい。

記載例

6.1 施工実績一覧表

No.	工期	工事名称	建物用途 及び部位	所在地	施工業者		施工面積 (m <sup>2</sup> )	繊維数濃度 (f/L)			
					元請業者	除去業者		作業前	作業中		作業後
								作業区域内	排出口	セキュリティ前	作業区域内
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

※：No.●～●の施工実績については、6.2 施工報告書及び作業記録に当該報告書・記録等を示す。

※：養生撤去前の測定などがある場合は、あわせて記載して下さい。

## 6.2 施工報告書及び作業記録

### 提出する資料の内容

「6.1 施工実績一覧」に対応する施工実績図書（施工報告書及び作業記録等）を5例以上提出して下さい。施工報告書の主な内容は、施工計画書（「工事計画届（又は作業届）」及び「特定粉じん排出等作業実施届出書」、繊維数濃度測定報告書、工事写真、作業員名簿 等です。作業記録の主な内容は、作業日報、チェックリスト 等です。

（巻末の別紙3「施工実績図書チェックリスト」で自主チェックを行い、各実績図書の最初に綴じて下さい。）

- ※1 依頼者が工事管理を行っていること（石綿作業主任者を配置し、工事に対し依頼者が責任を負う体制で実施していること）及び依頼者が工事を実施していることの確認ができる内容であることが必要です。
- ※2 粉じん濃度測定（サンプリング～分析～報告書作成）は、第三者機関（作業環境測定機関等）により実施されている必要があります。
- ※3 各粉じん濃度測定データは、少なくとも除去作業前の作業区域内1点、除去作業中の負圧除じん装置排出口1点、除去作業後の作業区域内1点において、測定されている必要があります。

## 6.3 施工現場調査

### 添付する資料の内容（申込み時点では不要です）

下記の資料を添付して下さい。

- ①「門委員会で施工現場調査を行った施工物件の施工計画書（「工事計画届（又は作業届）」及び「特定粉じん排出等作業実施届出書）」及び繊維数濃度測定報告書（速報でも可）
- ②専門委員会で発行する施工現場調査報告書（写し）

## 7. 会社概要

### 添付する資料の内容

・ 会社案内のパンフレット、対象技術に関する体制及び技術者数等の説明資料等を添付して下さい。

※：施工実施地域が広域にわたる場合は、本店、支店、営業所等の体制に関する資料も添付して下さい。

・ 「2.1 (1) 有資格者の人数」に対応した最新の資格者名簿を添付して下さい。

## 8. 工法カタログ

### 添付する資料の内容

申込工法のカatalogがあれば、添付して下さい。



**吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（封じ込め工法）  
審査証明図書 構成例**

**目 次**

- I. 審査証明依頼書（写し） *（建設技術審査証明事業（建築技術）申込要領の様式1）*
- II. 技術概要説明書 *（別紙 2-2 に記載例を示します）*
- III. 審査証明資料 *（別紙 2-3 に記載例を示します）*
  - 1. 適用範囲
    - 1.1 封じ込め対象の吹付け材
    - 1.2 封じ込め処理をする対象部位
    - 1.3 適用除外範囲
    - 1.4 施工実施地域
  - 2. 体 制
    - 2.1 施工体制
    - 2.2 責任体制
    - 2.3 教育体制
  - 3. 施工マニュアル
    - 3.1 施工フロー図
    - 3.2 施工手順及び内容
    - 3.3 繊維数濃度測定と管理
    - 3.4 材料・機器類
    - 3.5 チェックリスト
  - 4. 安全対策の方法
    - 4.1 隣接部に対する安全対策
    - 4.2 作業者に対する安全対策
    - 4.3 緊急時の対応策
  - 5. 維持保全計画
  - 6. 材料・機器類の技術資料
    - 6.1 石綿飛散防止剤の大臣認定書（写し）
    - 6.2 その他の材料・機器類
  - 7. 性能確認試験等
    - 7.1 施工実績一覧表
    - 7.2 施工報告書及び作業記録 *（施工実績 5 例分（申込み時点では別冊でご提出下さい。））*
    - 7.3 施工現場調査 *（申込み時点では不要です）*
  - 8. 会社概要
    - 8.1 会社案内
    - 8.2 資格者名簿
  - 9. 工法カタログ
  - 10. 指摘事項回答書 *（申込み時点では不要です）*

## 技術概要説明書

依 頼 者 名	(株)〇〇〇〇〇
技術名称 項 目	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「〇〇〇〇〇（封じ込め工法）」
技 術 の 概 要	<p>既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に封じ込める技術</p> <p>本工法の特徴は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p> <p>本工法に使用する石綿飛散防止剤は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。</p>
適 用 範 囲 等	別紙 1-3 の「1. 適用範囲」の内容を記載して下さい。
諸 元 ・ 性 能	<p>(1) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p> <p>(2) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とする。</p>
既存技術との対比	既存の封じ込め工法と対比して、技術的な特徴があれば、ご記載下さい。
開 発 の 趣 旨	既存の建築物に施工された吹付けアスベストの封じ込めに際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。
開 発 目 標	<p>(1) 建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付けアスベストを封じ込めることにより、吹付けアスベストからアスベスト繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。</p> <p>(2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を抑制する。</p> <p>(3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気 1 リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。</p> <p>(4) 封じ込め工事中の作業者は、関連法令等に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を確保する。</p>
開 発 目 標 達 成 の 確 認 方 法	<p>(1) 建築基準法第 37 条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用すると共に、認定内容で定められた処理方法に従うことを施工マニュアルで規定している。</p> <p>(2) 封じ込め作業中において、作業区域に隣接する部分の繊維数濃度測定を実施する。</p> <p>(3) 封じ込め作業前及び封じ込め作業後において、作業区域（及び作業区域に隣接する部分）の繊維数濃度測定を実施する。</p> <p>(4) 施工マニュアルに基づくチェックリスト等により工程管理を実施する。</p>

下線部は、定型的な記載部分です。

波線部は、申込内容によって異なる部分です。

実 績	<u>施工件数 〇〇件</u> <u>施工面積 約〇〇〇〇m<sup>2</sup> (200〇年〇月現在)</u>
技術内容の公開性	<u>建築技術審査委員会及び専門委員会に対しては、全て公開可能</u>
特 許 の 有 無	<u>〇〇〇〇〇〇〇</u>
関 連 法 規 制	<u>主たる関連法規</u> <u>(1) 建築基準法・同施行令等</u> <u>(2) 建設業法・同施行令等</u> <u>(3) 労働安全衛生法・同施行令・同規則、石綿障害予防規則</u> <u>(4) 大気汚染防止法・同施行令・同規則</u> <u>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同規則</u> <u>(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</u>
事 故 発 生 時 の 処 置 方 法	<u>発生が予想される事故とその処置の概要は以下のとおり。</u> <u>(1) 養生シートの損傷</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(2) 負圧除じん装置等の故障</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(3) 既存吹付けアスベスト層の脱落等</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u> <u>(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇</u> <u>(処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</u>
そ の 他	

審査証明資料（封じ込め工法）の記載例は、別紙 1-3 に示す除去工法の記載例や別紙 1-4 に示す内容を封じ込め工法として読み替えたものに準じた内容となりますが、除去工法に対し、追加が必要となる事項について下記に示します。

## 1. 適用範囲

### 1.2 封じ込め処理をする対象部位

- ・申込み工法で使用される石綿飛散防止剤について、防火の規制が要求される部位への適用の可否、あるいは適用するための取り扱いを記載して下さい。

（防火の規制が要求される部位に封じ込め処理を行う場合は、予め石綿飛散防止剤について、防耐火構造や防火材料としての大臣認定を取得している必要があります。）

## 3. 施工マニュアル

### 3.2 施工手順及び内容

- ・事前診断として、封じ込め工法の適用可否の判定に関する規定が必要です。
- ・使用する石綿飛散防止剤は、建築基準法第 37 条の規定に基づく大臣認定を取得した防止剤であること、及び認定内容で定められた処理方法等に従い取り扱うことを規定して下さい。

### 3.4 材料・機器類

- ・使用する石綿飛散防止剤について、その名称を大臣認定番号・日付と共に記載して下さい。

## 5. 維持保全計画

- ・施工者（依頼者）が施主又は発注者に対して提案すべき施工後の維持保全計画について記載して下さい。

## 6. 材料・機器類の技術資料

### 6.1 石綿飛散防止剤の大臣認定書（写し）

- ・石綿飛散防止剤の法第 37 条の規定に基づく大臣認定書の内容のうち、「表紙」、「建築材料の概要及び適用範囲」及び「塗布量」に関する部分の写しを添付して下さい。

## 7. 性能確認試験等

施工実績は、「3. 施工マニュアル」で規定した石綿飛散防止剤を使用した施工実績である必要があります。なお、複数の石綿飛散防止剤の使用を規定する場合は、それぞれについて施工実績が必要となります。

工事名称	チェック項目		備考（補足説明など）
■届出	① <input type="checkbox"/> 建設工事計画届 ② <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業実施届出書 ③ <input type="checkbox"/> その他届出		
■施工計画書	④ <input type="checkbox"/> 工事概要	<input type="checkbox"/> 除去対象物 <input type="checkbox"/> 建材分析結果 <input type="checkbox"/> 施工場所図面	
	⑤ <input type="checkbox"/> 施工体制図	<input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者	
	⑥ <input type="checkbox"/> 工事工程表		
	⑦ <input type="checkbox"/> 繊維数濃度測定要領	<input type="checkbox"/> 測定ポイント図面	
	⑧ <input type="checkbox"/> 廃棄物処理計画	<input type="checkbox"/> 委託契約書 <input type="checkbox"/> 収集運搬業許可証 <input type="checkbox"/> 処分業許可証	
	⑨ <input type="checkbox"/> 作業員名簿		
	⑩ <input type="checkbox"/> 資格者証写し	<input type="checkbox"/> 石綿作業主任者 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物管理責任者 <input type="checkbox"/> 特別教育終了書	
■施工報告書	⑪ <input type="checkbox"/> 繊維数濃度測定結果	<input type="checkbox"/> 測定結果 <input type="checkbox"/> 測定場所写真	
	⑫ <input type="checkbox"/> 現場作業写真		
	⑬ <input type="checkbox"/> 作業日報		
	⑭ <input type="checkbox"/> チェックリスト		
	⑮ <input type="checkbox"/> 廃棄物マニフェスト		
■その他			

※1：自主チェックのうえ記入した本用紙を実績図書の最初に綴じ込んで下さい。

※2：本用紙の順番に図書を整理し直して頂く必要はありません。書類の場所が探しやすいようにチェック項目欄の①～⑮の番号に合わせて、番号を書いた付箋等を該当ページに貼って下さい。

審査証明を取得した技術の施工実績一覧

年度

- 1. 審査証明番号：
- 2. 技術の名称：
- 3. 審査証明依頼者：

建築物（工事） の名称	施工場所	施工業者		施工年月 （工期）	施工 部位	施工 面積 （㎡）	濃度測定データ（本/10L）				
		元請業者	除去業者				作業前	作業中		養生撤去 前	作業後
							作業区 域内	排出口	セキュリティー ゾーン前	作業区域 内	作業区 域内
施工件数合計	件			部位別件数：天井	件、	壁	件、	その他	件		
				総面積：	㎡						



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

---

- ご連絡先  
ご質問、ご連絡は下記まで電話、FAX  
または電子メールでお尋ね下さい

一般財団法人日本建築センター  
認証部認証課  
TEL **03-5283-0468**  
FAX 03-5281-2824  
E-mail [ninsyo@bcj.or.jp](mailto:ninsyo@bcj.or.jp)

〒101-8986  
東京都千代田区神田錦町 1-9